

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和4年10月4日)

開催日及び場所		令和4年9月21日(水) 関東森林管理局 2階大会議室		
委員		武藤 善行(公認会計士) 後藤 充隆(弁護士) 御山 まゆみ(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和4年4月1日 ~ 令和4年6月30日		
審議対象案件		361件	うち、1者応札案件 185件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件	
抽出案件		5件 (抽出率 1.4%)	うち、1者応札案件 5件 (抽出率 2.7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	0件		
	業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約	0件		
	物品・役務等	一般競争	2件	うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	該当なし	
随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
随意契約(その他)		0件		
(特記事項) 1者応札の案件又は随意契約となった案件を抽出して審議				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
	○ 競争参加資格について、A～C等級に格付けされた者であることを基本条件としているが、D等級の事業者が入札しているのは、林道労働力の確保の促進に関する法律の認定者であることを条件に競争参加資格をD等級まで広げたことによる結果か。		しかり。林道労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき、A～D等級に格付けされる者であることを条件とし、対象を広げている。	
	○ 入札・契約手続審査委員会の開催条件は何か。		本委員会は発注者において開催されるものであり、一般競争入札による契約のうち、治山・林道工事、造林・生産に係るもの以外で、前年度の契約において応札者が1者であったものや随意契約によるもの等を対象に開催しており、入札公告案の内容を確認し、特定の事業者しか入札できないような条件となっていないかなどを審査している。 また、治山・林道工事や素材生産・造林事業等については、「競争契約参加資格審査会」において、入札公告の実施起案前に、競争に参加する者に必要な資格等について審議している。	
	○ 地元の入札可能な業者数はかなりの数あると思われるが、事業者が入札を見送った理由はどこにあると考えているのか。		福島県の磐城森林計画区については縦に長く、広いため運搬距離を考慮すると事業者数は少ないのが現状。	
	○ 予定価格の設定にあたって、昨今の物価上昇の影響は出ているのか。		予定価格の積算については、見積書を徴しているもの以外の工事などでは、公共建築工事標準単価積算基準等が公表されており、これに基づいて積算した価格を予定価格としている。また、物価の変動等を踏まえてスライド率を掛けるなども行っており、この計算方法も公表されている。	
○ 競争参加資格について、事業者が等級を上げるための条件は何か。また、事業者は自身の等級を知っているのか。		事業者の等級は契約実績を加味して決定されるため、実績を積み上げていけば等級も上がる。また、事業者は自身の等級を知っている。		
○ 総合評価方式における加算点算出表において算出された評価点は、何にどう反映されるのか。		今回のように1者応札の場合は入札金額で決まってしまうが、複数者の入札がある場合は、入札金額と評価点の両方を加味して落札者が決定される。		

	<p>○ 入札状況調書に記載された基準価格とは何か。</p> <p>○ 応札者を増やすための方策として、最もコントロールしやすいのは、発注時期の調整だと思われる。ここを調整することにより複数の事業者の入札が可能になり、競争が生まれると考えるが、その反面、事業者を育てていかなければ事業者が淘汰されてしまい競争もなくなる。工事価格を安くするためには競争が大切だが、競争を生ませる土台として、事業者を確保することも大切であると考え、発注時期の調整についてはどう考えているのか。</p>	<p>予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条に規定する低入札価格調査基準価格であり、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れがあると認められる場合の基準であり、この基準価格を下回った場合、履行可能性について調査を実施するものである。</p> <p>発注の時期はすなわち作業の時期となるが、造林は特に下刈りの時期が下草が育つ時期に限定されてしまう。しかし、これを緩和するため、下刈りの時期を秋以降に実施するなどの検討をしている。また、事業者の育成は非常に重要と考えており、そのために年間を通して継続した事業が望ましく、発注時期や工期等を勘案することにより実現しようと考えている。その方法の一つは、早期発注であり、次年度の事業については前年度末から発注を行い、事業者を確保するものであり、もう一つは夏に行っている下刈りを夏季以外の時期に行うなど、事業実施時期をずらした発注を検討している。</p> <p>治山工事については、ほぼ1年間の長期間の工期を確保する工事が多く、発注時期をずらしても事業者にとっては前の工事が終わっておらず、受注が難しい。ただ、事業者からは早期発注をしてもらえれば1年間の工事の計画が立てやすいとの話もあるので、早期発注は重要と考えており、力を入れて取り組んでいるところ。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和4年9月21日(水) 関東森林管理局2階大会議室			
委員	武藤 善行(公認会計士) 後藤 充隆(弁護士) 御山 まゆみ(ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	・			・
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				